

兵庫県規制改革推進会議 これまで(H30～R3)の審議案件

[1. 県・市町の条例等による規制に関する事項]

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
暮らし	地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲の見直し	佐用町商工会等	H30	子供会等がイベント等に出店し食品を提供する際、明らかに営業と見なさない範囲を「1年に1回かつ連続して3日以内」と要領で定められている。年間複数回出店する際は、露店営業許可が必要となるが、子供会等の負担となっていることから見直しできないか。	【規制・手続の見直し】 ・数字で一律に線引きする現行基準に該当しない場合でも、個別に判断することを要領に明示し、その判断例を示す。(H31.3月改正)
	障害者相談員への障害者情報の提供	兵庫県身体障害者福祉協会	H30	障害者相談員が障害者を訪問して相談活動を行おうとしても、市町のどこにいるのかわからず相談に乗ることができない状況にあるが、民生委員同様に障害者の情報が提供されれば、相談を必要とする人への働きかけの強化につながるため、見直しできないか。	【制度内容の周知】 ・県と市町との連絡会議において、個人情報保護条例の規定に照らした、障害者相談員への障害者情報の提供に関する検討を、各市町に働きかける。(H31.3月会議開催済)
	民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限の見直し	兵庫県建築士会	H30	既存住宅の空き家活用等のため、民泊営業を年間180日以内とする規制の撤廃や、県条例による住居系地域での民泊実施の規制緩和、簡易宿所等の立地に影響を与える都市計画の見直し等を検討するべきではないか。	【現行の制度運用を維持】 ・県条例では、市町長の申し出により事業実施を制限する区域等を解除又は緩和が可能である。 ・法による180日以内の規制の撤廃については、法の施行から日も浅いため、国の動向を見守る。
	製品を包装する際の容積の基準緩和	P&Gジャパン(株)	R1	神戸市の要綱による、商品包装時の過大包装とする空間容積の基準(15%)が他の自治体と比べて厳しく、製品の包装が制約されるため、この基準を緩和できないか。	【規制・手続の見直し】 ・過大包装の基準を緩和し、合理的な理由がある場合は基準を適用しない等、要綱を改正済み。(R1.10月要綱改正)
	旅館業を営もうとする者の許可要件の見直し	洲本市	R3	住宅街にある宿泊施設において、宿泊者による深夜の騒音等により、地域住民と問題が生じているケースがある。施設管理者へ指導を行い、従わない場合は施設の使用を停止出来るようにするなど、旅館業の許可要件の見直しを検討できないか。	【その他】 ・事業者に対し繰り返し注意喚起を行うとともに、同様の事案が頻発するようであれば、旅館業法で定める改善命令の対象となるかについて、国と協議を行い、現行の枠組みの中で、より強い指導ができるか検討していく。
まちづくり	高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制の見直し	本州四国連絡高速道路(株)	H30	淡路SAの「桜の小道(仮称)」は、県条例の規制を受けない一時的な広告物として、点灯期間を制限して掲出しているが、期間を制限せず通年点灯ができれば、誘客が促進され、周辺地域が活性化されるので見直しできないか。	【規制・手続の見直し】 ・県告示により本四高速を条例第7条の知事が指定する公共的団体に指定済みであり、通年点灯が可能となった。
	長屋で階数が3以下の木造建築物の構造制限の見直し	兵庫県建設業協会	H30	柱又は梁が木造の長屋については、県条例により地上の階数を2以下(準耐火建築物等では3以下)としなければならないが、この規制の緩和ができないか。	【規制・手続の見直し】 ・建築基準法の耐火建築物等の基準緩和も踏まえ、一般的な長屋及び小規模な重層長屋を適用除外とするよう県条例を見直す。(H31.3月条例改正)
	工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定、環境の保全と創造に関する条例による緑化基準の見直し	兵庫県建築士会等	H30	事業拡大や老朽化に伴い生産施設を既存敷地で増築・建替する際に、緑地面積の確保がネックとなり、工場建設時に比べて厳しい面積基準のもとでの増築・建替えとなる場合がある。実情に応じて基準を設定できれば、施設の増改築促進等につながるため、見直しできないか。	【制度内容の周知】 ・市町に地域の実情を踏まえて条例制定による緑化基準の設定が可能であることを助言する。(R元.5月対応済)
	宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等の見直し	兵庫県民間病院協会	H30	用途地域により、建ぺい率や容積率の制限があるが、病院の建替えが進むよう、用途地域の変更(容積率の緩和)ができないか。また併せて、道路上の渡り廊下の架け替えもできるようにならないか。	【制度内容の周知】 ・容積率の緩和は、総合設計制度の活用により対応が可能である。 ・道路上の渡り廊下等の設置は、市の許可基準への適合により設置が可能となっている。
	1ha以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務の見直し	西宮市	H30	土地区画整理事業において、市町が独自に定める雨水計画等に基づき開発行為を行う場合は、総合治水条例に基づく調整池を不要にできないか。若しくは適応する場合でも、用地費用相当分等を公共管理者負担金として県が負担する等の措置を講じることができないか。	【現行の制度運用を維持】 ・市の雨水計画は速やかな雨水排除を目的とし、雨水の貯留等により流出増を抑制することが担保されていない。 ・調整池の設置費用は、開発者の負担によるべきものである。
	市街化調整区域における開発許可基準の緩和	西脇市	R2	市街化調整区域において、地域の活力を維持し、持続可能な地域社会を構築することが可能となるよう、その地域で一定期間以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、開発許可基準の緩和ができないか。	【規制・手続の見直し】 ・市街化調整区域で10年以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、県開発審査会で円滑に審議するために設けている提案基準の見直しを行う。(R3年2月提案基準を見直し)

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
まちづくり	福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場要件の見直し	兵庫県建築士会	R3	3,000㎡以上の工場は、福祉のまちづくり条例の適用を受け、高齢者等に配慮した施設整備が求められるが、自動化等による工場の省人化を踏まえ、同条例の適用を受ける要件に従業員数を追加するなど、要件の見直しをできないか。	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が3,000㎡以上の工場については、その床面積の算定に当たって、機械のメンテナンス作業時等を除き従業員が立ち入らない自動化された作業場部分の床面積を算入しないこととする運用改善を図る。（R4年4月運用を見直し）
	多雪区域における木造建築物の構造基準の見直し	兵庫県建築士会	R3	小規模な木造建築物は、建築基準法施行令の仕様規定を満たせば建築基準法の構造規定に関する規定に適合するとされているが、仕様規定が地域の気候特性に関係なくどの地域でも同じ基準のため、多雪区域では倒壊や損傷が懸念される。多雪区域における基準を県条例で設けるなどの見直しを検討できないか。	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> 現行の基準が不十分であるとの客観的根拠がない中、本県独自の基準の付加について、県民の理解を得ることは困難であることから、現行の制度運用を維持する。
	自動車車庫等の耐火構造に関する面積基準の見直し	兵庫県建築士会	R3	建築基準法では、自動車車庫等の床面積の合計が150㎡以上の場合の建築物全体の耐火基準が、県条例では、自動車車庫等の床面積の合計が150㎡を超える場合で、上階に一定規模以上の共同住宅の住戸等がある場合の自動車車庫等の耐火基準が定められている。「150㎡未満」「150㎡」「150㎡超」と、3種の基準が存在するため、基準を統一するなど、見直しを検討できないか。	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> 県条例の本規定の対象は、制定当初から段階的に規制緩和してきたものであるが、本提案は「150㎡のもの」に対する規制強化となる。 本提案に係る面積基準を含め建築基準条例及びその解説について、県のホームページで周知するなど、事業者等が混乱を来すことがないように努めていることから、現行の制度運用を維持する。
	芦屋市の集合住宅における駐車施設の附置基準の見直し	(株)横山建築事務所	R3	芦屋市の、集合住宅における駐車場の設置台数の基準が、近隣市と比べ厳しい。車を必要としない方が増える中、高度な土地利用等を図る観点から、基準の見直しを検討できないか。	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> 路上駐車の実生等による住環境の悪化が懸念されることや、市内に居住される方からも規制緩和を求める声がないことから、現行の基準を維持する。
環境	下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準の見直し	神戸市	H30	下水道終末処理施設の排水について、生物化学的酸素要求量の排水基準は、県条例による上乗せ基準で最大25mg/lとしているが、瀬戸内海の栄養塩供給のため、県基準を見直しできないか。	【規制・手続の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海の水質改善の状況に加え、栄養塩管理運転実施の観点から県条例による上乗せ基準を見直す。（R元.12月条例改正）
教育・保育	一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準の見直し	兵庫県建築士会	H30	市街化区域内の1,000㎡以上の建築物の敷地については、空地面積の50%以上の緑化が必要であるが、幼稚園等では当該緑化面積の確保が困難となる可能性があるため、見直しできないか。	【制度内容の明確化】 <ul style="list-style-type: none"> 取扱指針に基づき、空地面積の算定では運動場の面積を除外する弾力的な運用を実施しているが、施行規則に規定し取扱いの更なる周知を図る。（R元.8月規則改正）
	幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和	播磨町	R2	既存幼稚園を「幼稚園型認定こども園」に移行する場合、国の1人あたりの保育室等面積基準を満たせば、県が独自に定めている各保育室の面積基準（53㎡）は適用しない特例措置の創設ができないか。	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> 提案者である播磨町が、既存幼稚園の認定こども園への移行に際し、当初計画していた「幼稚園型」ではなく、保育室面積の特例のある「幼保連携型」へ移行することで、課題が解消することから現行制度を維持する。
	高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し	事務局	R2	高卒予定者の採用選考では、応募解禁から一定の間、1人1社の応募に限定されているが、生徒の選択肢を広げ、納得した就職活動を実現するため、1人1社制の見直しができないか。	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> 1人1社制は、生徒、学校関係者、企業から高い支持を受けていることから、当面は現行制度を維持する。但し、同時に2社以上の応募を望む声も一部あることから、兵庫県高等学校就職問題検討会議等で引き続き検討する。
交通安全	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準の見直し	佐用町	H30	道路工事の際、夜間に規制解除するための仮舗装や、交通誘導員の配置に伴い、工期の長期化や工事費の増大が生じるため、簡易信号機のみによる相互通行の誘導など、実情に合わせた対応ができないか。	【制度内容の明確化】 <ul style="list-style-type: none"> 個々の行為の内容等を踏まえ許可の条件が付されている。 実情に応じた許可の内容が明確になるよう、県警ホームページ上のQ&Aに許可事例を掲載する。（H31.3月掲載）
	道路使用許可申請の包括申請による許可の見直し	宍粟市商工会	H30	軽トラ市で道路使用許可申請をする際、軽トラック1台に1申請が必要だったが、1件にまとめた申請ができれば、金銭面の負担が少なくなり、より多くの出店者の参加が望めるため見直しできないか。	【制度内容の明確化】 <ul style="list-style-type: none"> 個々の行為の内容等を踏まえ許可の条件が付されている。 実情に応じた許可の内容が明確になるよう、県警ホームページ上のQ&Aに許可事例を掲載する。（H31.3月掲載）

兵庫県規制改革推進会議 これまで(H30～R3)の審議案件

〔2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項〕

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
暮らし	納税証明書交付請求書への申請者の押印省略	兵庫県行政書士会	H30	納税証明書交付請求書に認印が必要であるが、本人確認書類の提示を行うことから、押印の省略ができないか。	【規制・手続の見直し】 ・納税証明書交付請求書の様式を、本人確認ができれば押印不要とするよう変更済み。
	介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務の廃止	兵庫県社会福祉事業団	H30	法人の役員変更の際に、役員全員の押印が求められるが、役員全員の押印にかなりの時間を要する。押印の省略等により、提出者の事務作業の軽減等、円滑な事務手続が図られる。	【規制・手続の見直し】 ・介護保険法施行規則等の一部改正(H30.10月施行)に合わせ、届出事項や様式を改正。
	指定障害福祉サービス事業に係る指定申請書類の明確化	兵庫県行政書士会	H30	申請時に提出を求められる事業計画や収支予算書の説明の際に求められる根拠資料(例:製造見積書等)が事前に示されておらず、準備ができない。県、政令指定都市、中核市でこれらの根拠資料等が統一されれば、必要書類が明確になり手戻り等を防げる。	【制度内容の明確化】 ・地域における条件が異なるため、県・関係市で必要書類を統一することは難しいが、根拠書類等をどの程度必要とするのか、標準的なモデルが示せないか等の考え方を調整する。(R2.2月政令市、中核市にモデル提示)
	マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付	事務局	H30	コンビニエンスストアでの証明書等の自動交付は、県下で15市町が未導入である。未導入の市町では、証明書交付の場所や時間が限られるため、導入済市町と比べて、交付申請者の利便性に差が生じている。	【制度内容の周知】 ・未実施市町に対し、あらゆる機会を捉まえ、積極的な働きかけを継続する。
	市町が発行する身分証明書(禁治産等の宣告、破産に関する通知等)の手数料の軽減	兵庫県行政書士会	H30	「禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」が別項目とされ、それぞれに手数料が発生する自治体があり、これらを一体的に証明している自治体に比べて割高となっている。一体で証明し、手数料を一律とすれば申請者の負担軽減につながるのではないか。	【その他】 ・当該事務は法律による根拠がなく、各市町の独自事務として行われており、取扱いについて統一方針を示すことが困難である。 ・県下の対応状況を参考情報として市町へ提供する。(H31.4月実施)
	収入証紙による手数料納付の方法の見直し	兵庫県行政書士会	H30	収入証紙売り捌き所の所在や取り扱い券種、営業時間が限られているが、利便性向上のため、収入証紙条例を廃止し、手数料納付方法を現金、銀行振込、コンビニエンスストアでの納付などに改めてはどうか。	【その他】 ・手数料の納付方法は、①証紙、②現金、③銀行やコンビニでの振込、④電子収納がある。 ・それぞれのメリット・デメリット(現金亡失リスク、システム構築経費、手数料負担等)や、ICTによる決済手段の進歩も踏まえ、証紙納付の他、様々な納付方法の検討を行う。
	風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理(期間)の見直し	兵庫県行政書士会	H30	兵庫県風俗環境浄化協会が神戸市内にあり、遠隔地に於いて申請書を提出した場合、現地調査までの期間を要するため、地域を区分するなど現地調査までの事務処理期間の見直しや、申請書受付窓口(警察署)での現地調査の対応ができないか。	【現行の制度運用を維持】 ・遠隔地であることを理由として現地調査が遅れることはない。 ・現地調査は専門知識を有する県風俗環境浄化協会が、警察署と連携して実施している。
	個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大	兵庫県行政書士会	R1	県では特定個人情報以外の個人情報は、本人が直接開示請求を行うこととなっているが、守秘義務を有する行政書士等の国家資格者が任意代理人の場合は、個人情報の開示請求を行えるようにできないか。	【現行の制度運用を維持】 ・利便性よりも個人情報の権利保護を重視すべきとの考え方から、現行の制度運用を維持する。
	経営事項審査の往復はがきによる申請(審査日の予約)の見直し	兵庫県行政書士会	H30	建設業者の経営事項審査の予約は、郵便往復はがきによる方法に限定されているが、電子メールやFAX等で対応が可能になれば、費用及び準備時間の負担が軽減される。	【規制・手続の見直し】 ・往復はがきによる申請に加え、新たな申請方法としてFAXによる申請を追加。(R元.5月より対応) ・更にメール等ICTの活用を検討する。
まちづくり	福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ	たつの市	H30	市町に移譲している福祉のまちづくり条例等に基づく事務を廃止し、全ての建築行為について、建築主事等が建築確認と連動して、バリアフリー化の基準への適合審査を行うようにできないか。	【制度内容の周知】 ・移譲事務に課題があれば、「県から市町への権限移譲検討会議」によるフォローアップ等を活用し解決に向けた検討を行う。
	姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃	兵庫県行政書士会	H30	「事業計画の事前申請(市条例第12条)」は、その後の「事前協議の実施(市条例第13条)」と同様の手続であるが、事務手続の期間を要しているため、市条例12条に基づく事前申請の簡素化又は撤廃ができないか。	【現行の制度運用を維持】 ・条例第12条に基づく事業計画事前申請により「開発行為に該当する」とされた場合に、第13条に基づく事前協議を行っている。 ・事前申請により、開発行為の該当、非該当が迅速に判定され、また事前協議に必要な手続等を通知することにより協議書類の手戻り防止にも繋がっている。

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
まちづくり	道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化	新温泉町	R1	県管理道路の占用更新申請時に、図面(平面図、断面図等)の添付が必要だが、更新時の負担となっているため、占用物件の内容に変更がない場合は添付を省略できないか。	【規制・手続の見直し】 ・更新申請に当たっては申請書の提出のみとし、図面等添付書類を省略するよう、規則等を改正する。(R2.3月規則等を改正)
	建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化	兵庫県行政書士会	R1	個人から法人成りをして建設業許可を取得する際、個人の廃業届を新たな法人の許可申請日以前にする必要があり無許可期間が生じることから、この期間が生じないよう改められないか。	【規制・手続の見直し】 ・R2.10月施行予定の改正建設業法等により対応可能となるまでの間、事前相談での柔軟な対応により法人の新規申請から許可までの期間を短縮する。
	建設業許可における健康保険等の確認書類の削減	兵庫県行政書士会	R1	協会けんぽ等に参加せず建設国民健康保険(建設国保)等に参加している事業者に、国民健康保険の被保険者証の写し等の提示を求めているが、厚生年金の加入状況確認書類を提出すれば、いずれかの健康保険(協会けんぽ、建設国保等)に参加していることは明らかであるため、建設国保等の被保険者証の写し等の提出を不要とできないか。	【その他】 ・R2.10月施行予定の建設業法等の改正内容を踏まえ、建設業における雇用環境整備等の観点から、必要な確認書類について検討を行う。
	建設業に関する届出等の郵送による申請受付	兵庫県行政書士会	R1	県では建設業に関する申請書類等について、窓口への持参による提出を求めているが、建設業の決算変更等郵送対応が可能な届出について、郵送による申請受付ができないか。	【規制・手続の見直し】 ・郵送や持参等の対象範囲や申請時のルールなど、申請方法全般について検討し、手引きを見直す。(R3.1月手引きを見直し)
	建設業の許可申請時に必要な書類の明確化	兵庫県行政書士会	R1	手引きに沿って書類を準備したが、申請時に不足を指摘される場合や、準備した資料が不要という場合があるため、手引きの記載内容を明確化できないか。	【規制・手続の見直し】 ・必要書類等の記載について、よりわかりやすい表現になるよう手引き等を見直す。(R2.4月手引きを見直し)
	市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化	西脇市	R2	特別指定区域の指定には、町都市計画審議会及び県開発審査会で、それぞれ事前協議と本審議を経る必要があるが、審議回数の縮小による事務手続の迅速化ができないか。	【規制・手続の見直し】 ・事務手続の迅速化、市町の事務負担軽減を図るため、県開発審査会の事前協議を省略できるよう見直しを行う。(R3.2月規定を改正)
	宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化	兵庫県行政書士会	R2	宅建業の免許申請に際し、申請受付を行う県宅建業協会の手引きに記載のない事務所要件を求められるため、申請内容の修正等の対応が必要となる場合がある。申請者の負担軽減のため、事務所要件に関する審査事項の明確化と公表をできないか。	【制度内容の明確化】 ・事務所要件について、より分かりやすいものとなるよう具体例を記載した手引きを作成し公表する。
	河川、水路を占用する際の占用申請の要否の明確化	関西電力送配電(株)	R3	占用許可申請が必要な河川、水路かどうかを判断するツールがなく、その都度、各自治体に確認する必要がある。一部の市では、水路等の位置が明示されたマップが公表されており、迅速に判断することが一定となっていることから、県下全域で境界位置も明示されたマップの公表を検討できないか。	[河川(県管理)] 【現行の制度運用を維持】 ・河川位置を明示した図面は公表済みである。しかし、さらに詳細な境界位置を示すためには、新たなマップの作成が必要となり、膨大な境界延長が対象となることから対応困難である。 [水路(市町管理)] 【その他】 ・各自治体によって状況が異なり、統一方針を示すことは困難であるため、各市町に先進事例の情報提供を行う。
環境	土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮	兵庫県行政書士会	H30	面積1,000㎡以上、高さ1m超の土砂埋め立ての際に必要な知事許可について、標準処理期間(60日)が短くなれば、事務処理の迅速化が図られ、建設工事の残土・土砂の搬入が促進できる。	【規制・手続の見直し】 ・これまでの実績を踏まえ標準処理期間を50日に短縮する。(H31.4月標準処理期間を見直し)
	産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請における手続(書類持参)の見直し	兵庫県行政書士会	R2	産業廃棄物収集運搬業更新許可申請に際し、申請書類は郵送途上のトラブル防止のため各窓口へ持参することとなっている。申請者の負担軽減、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送も可とできないか。	【規制・手続の見直し】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止や申請者の負担軽減等を踏まえ、R2.4から郵送による受付を開始。要領の見直しを行い、恒久的に郵送による申請を可能とする。(R2.10月要領を改正)

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
環境	ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届の見直し	関西電力送配電(株)	R3	ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届について、申請者の負担軽減のため、変更届を不要にする、または法人名等での提出を認めるなど、手続の簡素化を検討できないか。	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置者等の情報を常時的確に把握しておくことが、実行ある規制を行うために必要であり、法人については権限を有している者の氏名を把握しておく必要がある。 但し、法人登記簿謄本を自治体が電子で自由に閲覧できるようになれば、事業者の法人代表者名の届出を省略することも考えられることから、こうした国の電子化の動きや、関係法令の見直し等も注視しながら、中長期的に検討を行うべきである。
入札	入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略	兵庫県行政書士会	H30	納税証明書の提出が義務付けられていることが申請時の負担となっているため、納税証明書の提出に代えて、申請者の納税状況を自治体側で調査することに申請者が同意する書類等で対応できれば、申請者の負担が軽減できる。	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度の申請から、誓約書兼調査に同意する旨の承諾書を提出することにより納税証明書添付の省略を可とする。(H31年度申請分より対応)
	物品関係の入札等で使用する使用印鑑届の見直し	兵庫県行政書士会	R2	県の物品入札の登録に際し、県との取引で使用する印鑑について事前に登録する、「使用印鑑届」の提出が必要であるが、申請者の書類作成の負担軽減のため、廃止できないか。	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の書類作成の負担軽減のため、「使用印鑑届」の様式を廃止し、紙入札の場合は参加者からマイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求めることとする。(R3.3月システムを改修、R3.4月手引を改正)
	建設工事における入札参加資格申請の見直し	兵庫県建設業協会	R3	国や各自治体の工事の入札に参加するためには、国や各自治体にそれぞれ入札参加資格申請を行い、登録を受ける必要がある。申請書類の提出先を国に一元化し、入札を希望する自治体を選択出来るようにするなど、手続の見直しを検討できないか。	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に貢献する企業を評価・育成するため、県独自に求めている申請書類もあることから、提出先を全て国に一元化することは困難である。 しかし、全国共通の内容は提出先を国に一元化できれば、提案内容は一定対応可能と考えるため、実施に向けた課題解消に向け、まずは、国、他の自治体等と調整を図る。
交通安全	特殊車両通行許可に関する処理の迅速化	兵庫県行政書士会	R1	特殊車両の通行許可について、県道のみ通行する場合等は、受付時に内容を確認し、他の申請と担当を分けたり、更新申請の場合は、更新時期が近いものから優先的に処理したりするなど、処理の迅速化等が図れないか。	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間を見直し、許可期間の例示等による期間の明確化について検討を行う。(R3.3月標準処理期間見直し) <p>【国へ制度の見直しを要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の迅速化に繋がるビッグデータ技術を活用した道路構造データ収集の継続実施等を国に要望する。(R2.7月国に要望)

兵庫県規制改革推進会議 これまで(H30～R3)の審議案件

[3 国の法令等による規制に関する事項]

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
暮らし	マイナンバーカードの電子証明書等更新手順の簡素化等	事務局	H30	本制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手順のために市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。また、カード自体と電子証明書の有効期間が異なるなど、更新時期が住民にとってはわかりにくい。	【国へ制度の見直しを要望】 ・電子証明書の有効期間(5年)の延長、有効期間満了に伴う更新時の簡易な方策の検討を、継続して国へ要望する。
	市町が実施するがん検診における医師の立会い義務の緩和	佐用町	R2	市町が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診・集団胃がん検診は、医師の立会いがなければ実施できない。郡部においては立ち会い医師の確保が難しく検診実施の支障となっていることから、医師の立会い義務不要とできないか。	【国へ制度の見直しを要望】 ・集団乳がんマンモグラフィ検診については、医師の立会いがなくても実施できるよう国へ要望する。(R2.6 国へ要望 ※R3.7月省令が改正) 【現行の制度運用を維持】 ・集団胃がん検診については、バリウムの誤嚥が起こりうり、高齢者のバリウムの誤嚥は命に関わることもあることから、現行の制度運用を維持する。
まちづくり	古民家の改修等に係る規制緩和	兵庫県建築士会	H30	階段改修時等の構造遡及(階段以外の箇所の現行法に合せた是正)義務や、排煙設備を不燃材料とする規定、防火上主要な間仕切壁等の防火設備の設置基準について、古民家活用の観点からそれぞれ緩和ができないか。	【制度内容の明確化】 ・大規模改修等の際の構造遡及については、構造耐力上の危険性が增大しない場合は遡及適用されない場合もあり、建築物の状況に合わせて個別に判断される。 ・防火設備設置基準・排煙設備への不燃材料の使用は、部材の工夫により対応可能である。 ・防火上主要な間仕切壁の設置は居室から直接屋外等に避難ができる場合等は設置が不要となる等緩和が可能である。 ・判断の参考となるよう、それぞれの基準等について具体の例示やQ&Aによる明確化を検討する。(R元.6月手引を改定)
	六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和	事務局	H30	六甲山には、自然公園法、都市計画法及び、神戸市風致条例等による複数の規制が重層的に関わっており、土地利用が進みにくい状況にあるため、規制の緩和ができないか。	【その他】 ・六甲山再生委員会の結論について、更に必要があれば推進会議で議論を行う。
	建築基準法改正(H30.6.27公布)に伴う用途変更の際の届け出の義務化	兵庫県建築士会	H30	建築基準法の改正により、用途変更に伴う建築確認不要となる小規模建築物の上限が延面積100㎡未満から200㎡未満に緩和されたが、当該建築物に届出義務を課すなど、安心安全な建築物を担保する新たな規制を求める。	【現行の制度運用を維持】 ・法改正の内容は手続の合理化であり、また人命への危険性が低いと考えられるため、現行の制度運用を維持する。
	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化	兵庫県建築士会	H30	空き家活用促進のため、民家などを宿泊施設とする場合、防火安全対策と避難等の運営方法が示された2階建てまでの建物については、住宅からホテル・旅館への用途変更を不要にできないか。	【現行の制度運用を維持】 ・建築基準法では、防火安全対策等のソフト対策により安全性を確保することができるとする規定はなく、ソフト対策のみで用途変更を不要とすることは適当でないため、現行の制度運用を維持する。
	地籍調査の現地立会の簡素化等	兵庫県測量設計業協会	R1	所有者不明土地では、隣接の土地所有者等が立会い、筆界を明らかにする客観的資料がある場合に限り調査することができるが、客観的資料がない場合は筆界未定となるため、隣接土地所有者による確認のみでも可とするなど効率化が図れないか。	【国へ制度の見直しを要望】 ・所有者不明土地の筆界確認の際、客観的資料が乏しい場合でも、地籍調査が円滑に進むよう、制度の見直しを国へ要望する。(R元.7月、11月国へ要望 ※R2.4月に国土調査法が改正)
農林水産	農地取得要件の下限面積の撤廃	兵庫県行政書士会	H30	市街化区域内の農地や隣接農地の取得、農地の交換等を行う場合、農地取得要件としての下限面積の撤廃により、耕作放棄地の解消が図られ、農地維持の安定と農地の環境整備が見込まれる。	【制度内容の周知】 ・下限面積の設定は、現行制度下でも、市町の農業委員会で地域の実情を反映した設定が可能である。 ・各市町の下限面積の設定状況について、情報共有を図る。(R元.5月実施)
	企業立地を促進するための農業振興地域内農用地区域内農地の除外要件の緩和	事務局	H30	「土地改良事業完了後8年を経過すること」等の農用地区域の除外にかかる規制がネックになり、企業立地の用地確保ができないケースがあるため、転用による影響が少ないことを知事、市町長が認める場合において、農用地区域の除外に関する規制を緩和できないか。	【国へ制度の見直しを要望】 ・区画整理、農用地の造成等の土地改良事業(面整備)完了後8年を経過していない土地に関して、状況の変化を踏まえ、工場増設に伴い拡張する場合等は農用地区域から除外できるようにするなど、国へ要望する。(R元.6月、11月国へ要望)

分野	提案項目	提案者	提案年度	支障事例の内容	審議結果
農林水産	土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し	洲本市農業委員会	R3	農業の後継者問題の解消等を図るためにも、転用目的が後継者住宅の場合は、当初、土地改良事業計画で非農用地に位置づけた土地について、計画に定めた用途に関わらず、転用出来るよう見直しを検討できないか。	【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> • 集落に接続しない優良農地での後継者住宅の建設は、たとえ後継者不足の解消に資するとしても、集団農地を蚕食し、農地の集団化や周囲の営農への支障を生じさせる恐れ等がある点では、他種類の住宅建設と同様であり、後継者住宅の建設のみを異なる扱いとする理由がないことから、現行の制度運用を維持する。